

第4期岐阜県障がい者総合支援プランの 策定に向けた障がい者(児)のニーズ調査の 実施状況について

1

障がい者(児)の将来の生活に関する正確なニーズを把握し、第4期岐阜県障がい者総合支援プランにおける施設入所者数の設定等の見通しを立てるため、全県的な規模でのアンケート調査を実施した。

1 障がい者に対する調査

障がい者との意思疎通に精通した相談支援専門員による、計画相談、モニタリングの場を活用した聴取調査(障がい者の生の声を直接聴く)を実施。

- ・対象者:障害福祉サービスの利用のために相談支援を利用している障がい者
- ・期間:令和4年7月22日～11月30日
- ・実施方法:一般社団法人ぎふケアマネジメントネットワークに委託
- ・調査人数:3,099名

2 障がい児に対する調査

特別支援学校に通う障がい児の保護者に対してアンケート調査を実施。

- ・対象者:特別支援学校児童・生徒の保護者
- ・期間:令和4年9月2日～10月31日
- ・実施方法:特別支援学校を通じて依頼文書を配布し、オンラインにて回答
- ・調査人数:1,122名(回収率:43%)



障がい者に対する調査結果の概要

全体	障害支援区分ごと			障がい種別ごと(重複あり)			
	区分なし	区分 1~3	区分 4~6	身体 障がい	知的 障がい	精神 障がい	発達 障がい
3,099人	1,124人	776人	1,199人	621人	1,855人	930人	157人

3

【今の生活について】

◎ 全体では、半数程度の方が「満足している」と回答。

◆今の生活について

	全体	障害支援区分ごと			障がい種別ごと(重複あり)			
		区分なし	区分 1~3	区分 4~6	身体 障がい	知的 障がい	精神 障がい	発達 障がい
満足している	47%	41%	50%	50%	49%	54%	34%	41%
不満である	11%	14%	13%	8%	10%	8%	16%	15%
満足でも不満でもない	27%	33%	25%	23%	29%	22%	34%	33%
わからない	15%	13%	12%	20%	12%	16%	16%	12%

- 障害支援区分ごとに見ると、区分1~3、4~6の方は、いずれも5割が「満足している」と回答。
- 障がい種別ごとに見ると、知的障がいのある方は、5割超が「満足している」と回答。

4

【今後必要なサービスについて(障害支援区分別)】 ※複数回答可

◎ どの区分でも、「いつでも相談できる場所や人」が必要と回答した方が最も多い。

◎ 重度の区分の方は、将来「入所施設」が必要と回答された方が5割以上。

◆生活に必要なサービス ※「将来」…将来、家族等からの支援を受けられなくなったとき

	区分なし		区分1~3		区分4~6	
	3年後	将来	3年後	将来	3年後	将来
いつでも相談できる場所や人	77%	79%	77%	80%	57%	57%
ひとり暮らしの体験や練習	23%	23%	17%	16%	12%	12%
緊急時に受け入れてくれるところ	27%	28%	31%	31%	37%	32%
養護者の休息のための受け入れ	9%	9%	11%	10%	20%	18%
グループホーム	19%	24%	33%	37%	31%	37%
入所施設	5%	9%	10%	14%	43%	52%
居宅介護等の訪問支援	14%	20%	32%	32%	18%	17%
通所の生活介護	5%	7%	12%	12%	36%	34%
通所の就労系事業所	58%	54%	44%	42%	14%	14%
移動支援の事業所	12%	14%	23%	23%	25%	25%
その他	12%	12%	11%	12%	10%	10%
回答者数(=n)	1,124人		776人		1,199人	

○「いつでも相談できる場所や人」 :どの区分の方でも、必要との回答が最も多い
 ○「緊急時に受け入れてくれるところ」 :どの区分の方でも、必要との回答が多い
 ○「グループホーム」 :中度(区分1~3)、重度(区分4~6)の方は、3割以上が必要と回答
 ○「入所施設」 :重度の方は、3年後は4割、将来は5割が必要と回答
 ○「通所の就労系事業所」 :軽度、中度の方は、4割以上が必要と回答

5

【今後必要なサービスについて(障がい別)】 ※複数回答可

◎ どの障がい種別でも、「いつでも相談できる場所や人」が必要と回答した方が最も多い。

◎ どの障がい種別でも、「緊急時の受け入れ」が必要と回答した方が約3割以上。

◆生活に必要なサービス ※「将来」…将来、家族等からの支援を受けられなくなったとき

	身体障がい		知的障がい		精神障がい		発達障がい	
	3年後	将来	3年後	将来	3年後	将来	3年後	将来
いつでも相談できる場所や人	70%	72%	63%	64%	82%	83%	71%	74%
ひとり暮らしの体験や練習	11%	13%	18%	18%	18%	18%	28%	31%
緊急時に受け入れてくれるところ	37%	36%	34%	31%	27%	29%	30%	31%
養護者の休息のための受け入れ	19%	16%	17%	15%	9%	8%	12%	12%
グループホーム	22%	29%	33%	40%	21%	23%	19%	27%
入所施設	29%	38%	28%	35%	8%	11%	5%	10%
居宅介護等の訪問支援	32%	31%	17%	20%	21%	23%	17%	19%
通所の生活介護	27%	25%	26%	25%	7%	8%	7%	8%
通所の就労系事業所	25%	23%	33%	31%	50%	48%	45%	43%
移動支援の事業所	25%	25%	24%	25%	11%	12%	10%	14%
その他	12%	14%	9%	9%	12%	12%	14%	14%
回答者数(=n)	621人		1,855人		930人		157人	

○「いつでも相談できる場所や人」 :どの障がいの方でも、必要との回答が最も多い
 ○「緊急時に受け入れてくれるところ」 :どの障がいの方でも、必要との回答が多い
 ○「グループホーム」 :身体障がいの方(将来)、知的障がいの方は、約3割以上が必要と回答
 ○「入所施設」 :身体障がい・知的障がいの方は、3年後は約3割、将来は約4割が必要と回答
 ○「通所の就労系事業所」 :精神障がい・発達障がいの方は、4割以上が必要と回答

6



障がい児に対する調査結果の概要

全体	学年ごと				障がい種別ごと(重複あり)		
	幼稚部	小学部	中学部	高等部	身体障がい	知的障がい	発達障がい
1,122人	3人	480人	257人	382人	293人	1,065人	362人

7

【今の生活について】

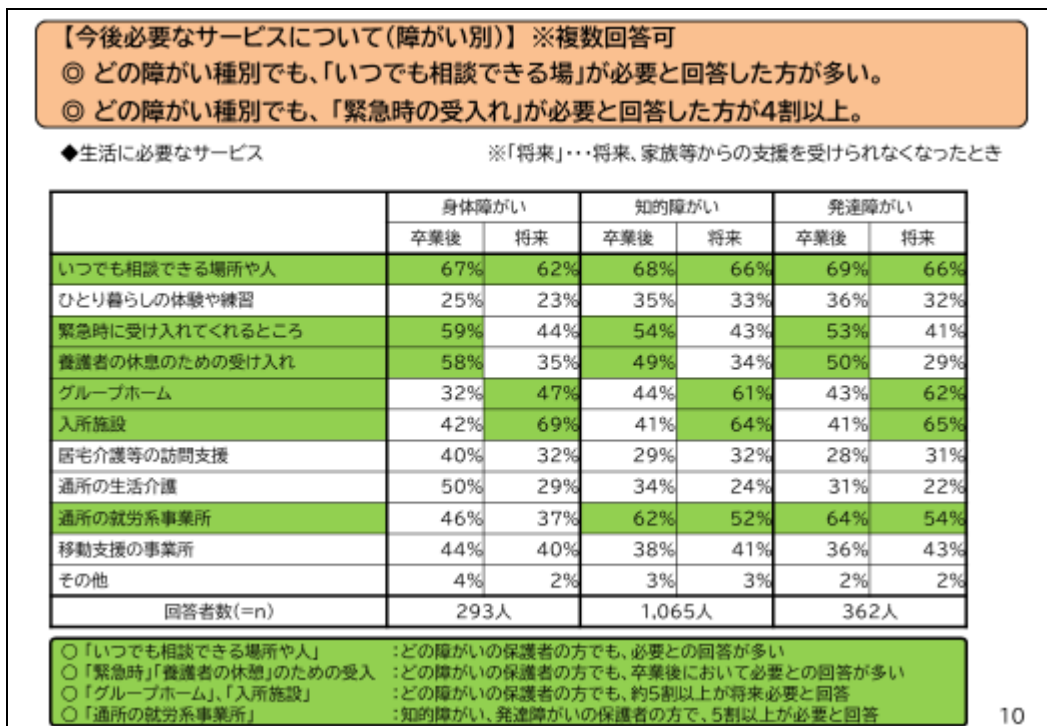
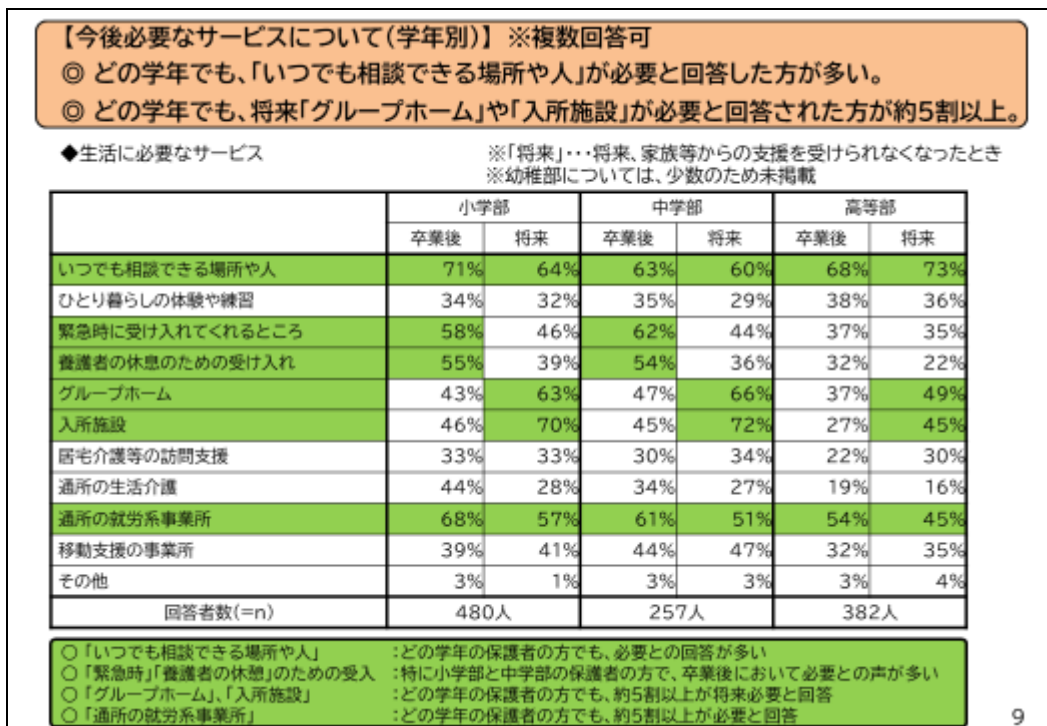
- ◎ 小学部、中学部、高等部を通じて傾向はほぼ同じである。
- ◎ 「不満である」と回答された方は約1割。

◆今の生活について

	全体	学年ごと				障がい種別ごと(重複あり)		
		幼稚部	小学部	中学部	高等部	身体障がい	知的障がい	発達障がい
満足している	27%	33%	26%	28%	29%	27%	27%	22%
不満である	13%	-	13%	14%	13%	16%	13%	15%
満足でも不満でもない	36%	33%	36%	36%	37%	32%	37%	38%
わからない	23%	33%	25%	21%	21%	25%	23%	25%

- 小学部、中学部、高等部とも、「満足」3割、「不満」1割、「満足でも不満でもない」4割、「わからない」約2割である。

8



第4期プラン策定に向けた大まかな方向性

障がい者(児)のニーズに応えるために

相談の場、緊急時の受け入れ等の場を設ける

- ◆市町村における基幹相談支援センターの設置、地域生活支援拠点等の整備の一層の促進と機能強化が必要。

安心して生活できる住まいの場を確保する

- ◆親亡き後の住まいの場として、グループホームを必要とする声が多い一方、重度の障がい者では半数が入所施設が必要と回答されている。こうしたニーズを踏まえながら、将来の住まいの場の確保が必要。

社会参加のための環境を整える

- ◆軽度、中度の障がい者からは、就労系事業所の整備を望む声が多い。就労の促進等により、社会参加のための環境整備が必要。

11

今後の予定

- ◆本調査結果の詳細(圏域ごとの調査結果等)を市町村に提供し、第7期市町村障害福祉計画及び第3期市町村障害児福祉計画における障害福祉サービス等の見込量等の設定の参考にしていただく。

- ◆本調査結果に加え入所施設を巡る以下の状況を踏まえ、第4期プランにおける施設入所者数(目標)を設定する。

- ・待機者の状況 … 入所施設の待機者調査の実施
- ・関係者の声 … 県内障がい者団体等からの意見聴取
- ・地域の受け皿の状況 … グループホーム、地域生活支援拠点等の整備状況の把握

12

障がい福祉に関するアンケート調査結果

I 調査の概要

1 調査目的

県では、「第3期岐阜県障がい者総合支援プラン(令和3～令和5年度)」に基づく各種施策を実施し、「人にやさしい岐阜県づくり」を目指しています。

障がい福祉に対する県民の皆さんの意識を把握し、今後の障がい福祉行政の参考とするとともに、本年は上記プランの改訂の年であり、プラン改訂の参考とするため、アンケート調査を実施します。

2 調査対象など

調査対象: 県政モニター818人(うち郵送モニター282人、インターネットモニター536人)

調査方法: 郵送及びインターネット

調査期間: 令和5年6月15日～7月7日

回収結果: 742人(回収率90.7%)

構成比はパーセントで表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しています。

そのため、合計が100%にならない場合があります。

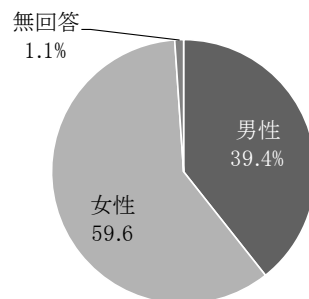
3 結果概要

- 障がいを理由とする差別や偏見について
障がいを理由とする差別が「ある」「少しはある」が合わせて90.2%となった。
- 県が力を入れるべき共生社会実現に向けた取組みについて
他の選択肢に比べ、「障がいに関する理解の促進」が71.0%と最も高い結果となった。
一方、「共生社会の実現に向け、県民の模範となる活動を行った個人や団体の表彰」は12.1%にとどまった。
- 障がいのある人にとっての住みやすさについて
「どちらともいえない」が最も多く40.8%となった。
なお、「そう思う」「おおむねそう思う」を合せた割合は19.7%となった。
- 今後力を入れるべき障がい福祉行政について
「障がいのある子どもやその親に対する支援の充実」(61.5%)、「障がいに関する理解啓発や障がい者差別の解消」(54.0%)、「道路・交通・建物のバリアフリー化」(50.4%)、「障がい者の就労支援の推進」(50.1%)が高い結果となった。
- 意思疎通手段の利用促進のため今後力を入れるべき取組みについて
「学校教育における意思疎通手段に対する理解の促進」(57.7%)、「障がいの特性に応じた意思疎通手段による情報の発信」(55.0%)が高い結果となった。

4 回答者属性

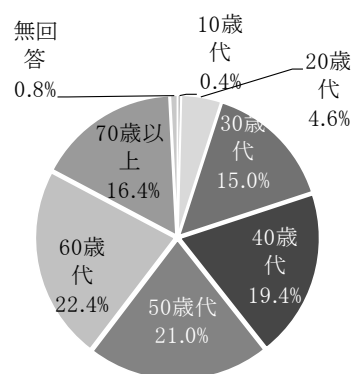
(1) 性別

	人数	割合
男性	292	39.4%
女性	442	59.6%
無回答	8	1.1%
計	742	100.0%



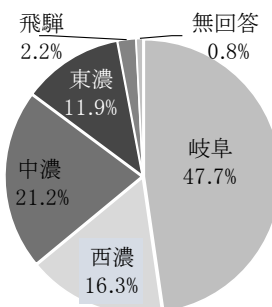
(2) 年代別

	人数	割合
10歳代	3	0.4%
20歳代	34	4.6%
30歳代	111	15.0%
40歳代	144	19.4%
50歳代	156	21.0%
60歳代	166	22.4%
70歳以上	122	16.4%
無回答	6	0.8%
計	742	100.0%



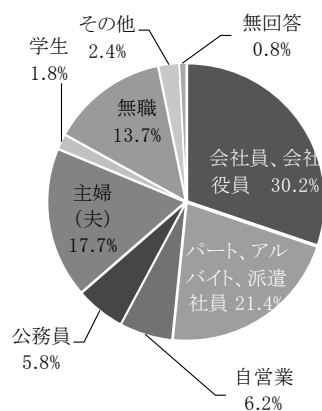
(3) 居住圏域別

	人数	割合
岐阜圏域	354	47.7%
西濃圏域	121	16.3%
中濃圏域	157	21.2%
東濃圏域	88	11.9%
飛騨圏域	16	2.2%
無回答	6	0.8%
計	742	100.0%



(4) 職業別

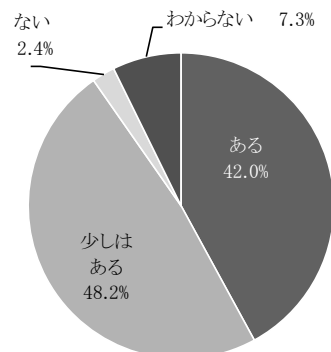
	人数	割合
会社員、会社役員	224	30.2%
パート、アルバイト、派遣社員	159	21.4%
自営業	46	6.2%
公務員	43	5.8%
主婦(夫)	131	17.7%
学生	13	1.8%
無職	102	13.7%
その他	18	2.4%
無回答	6	0.8%
計	742	100.0%



5 調査結果

問1 あなたは、障がいがある人に対して、障がいを理由とする差別や偏見が社会にあると思いますか。次の中からあてはまるものを1つあげてください。

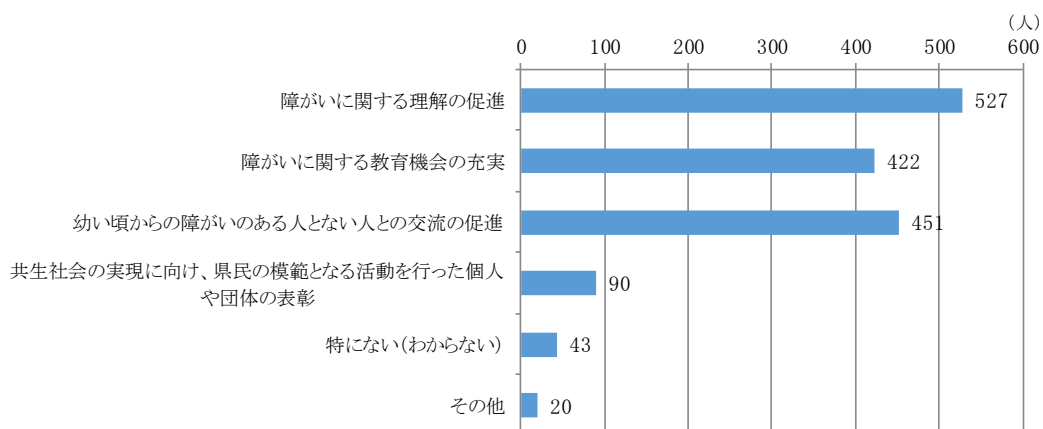
	人数	割合
ある	312	42.0%
少しはある	358	48.2%
ない	18	2.4%
わからない	54	7.3%
無回答	0	0.0%
計	742	100.0%



問2 県では、平成28年4月に「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」を施行し、共生社会実現に向けた取組みを進めています。このうち、あなたが力を入れる必要があると思うものは何ですか。次の中からあてはまるものをすべてあげてください。

(複数回答) 回答者 742人
回答数

	回答数	割合
障がいに関する理解の促進	527	71.0%
障がいに関する教育機会の充実	422	56.9%
幼い頃からの障がいのある人とない人との交流の促進	451	60.8%
共生社会の実現に向け、県民の模範となる活動を行った個人や団体の表彰	90	12.1%
特にない(わからない)	43	5.8%
その他	20	2.7%
計	1553	-

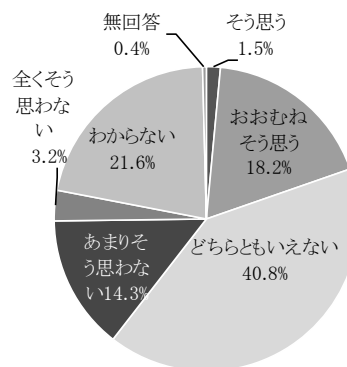


【「その他」の主な回答】

- ・子どものうちから障がいについて学べる機会がもっとあればいいと思う
- ・市町村職員、公共施設職員の理解促進
- ・パラリンピックに出場した人、様々な力を発揮している人達が多くなる。皆の勇気になるのでレジャー方式で講演したり、アート等作品の展覧会などイベントをしていく等

問3 あなたは、岐阜県は障がいのある人にとって住みやすい県だと思いますか。次の中からあてはまるものを1つあげてください。

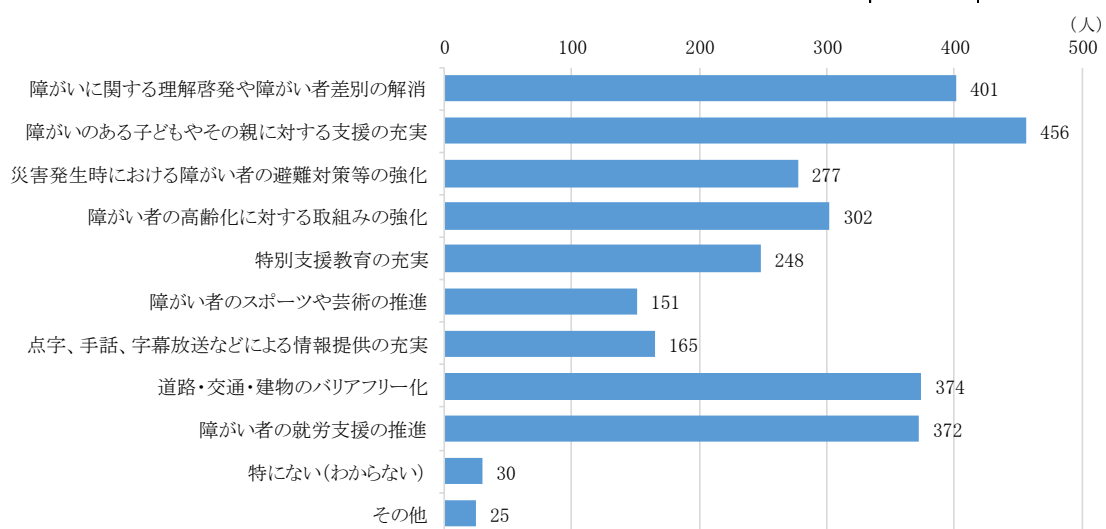
	人数	割合
そう思う	11	1.5%
おおむねそう思う	135	18.2%
どちらともいえない	303	40.8%
あまりそう思わない	106	14.3%
全くそう思わない	24	3.2%
わからない	160	21.6%
無回答	3	0.4%
計	742	100.0%



問4 今後の障がい福祉行政について、あなたが、今後もっと力を入れる必要があると思うものは何ですか。次の中からあてはまるものをすべてあげてください。

(複数回答) 回答者 742人
回答数

	回答数	割合
障がいに関する理解啓発や障がい者差別の解消	401	54.0%
障がいのある子どもやその親に対する支援の充実	456	61.5%
災害発生時における障がい者の避難対策等の強化	277	37.3%
障がい者の高齢化に対する取組みの強化	302	40.7%
特別支援教育の充実	248	33.4%
障がい者のスポーツや芸術の推進	151	20.4%
点字、手話、字幕放送などによる情報提供の充実	165	22.2%
道路・交通・建物のバリアフリー化	374	50.4%
障がい者の就労支援の推進	372	50.1%
特にない(わからない)	30	4.0%
その他	25	3.4%
計	2801	-

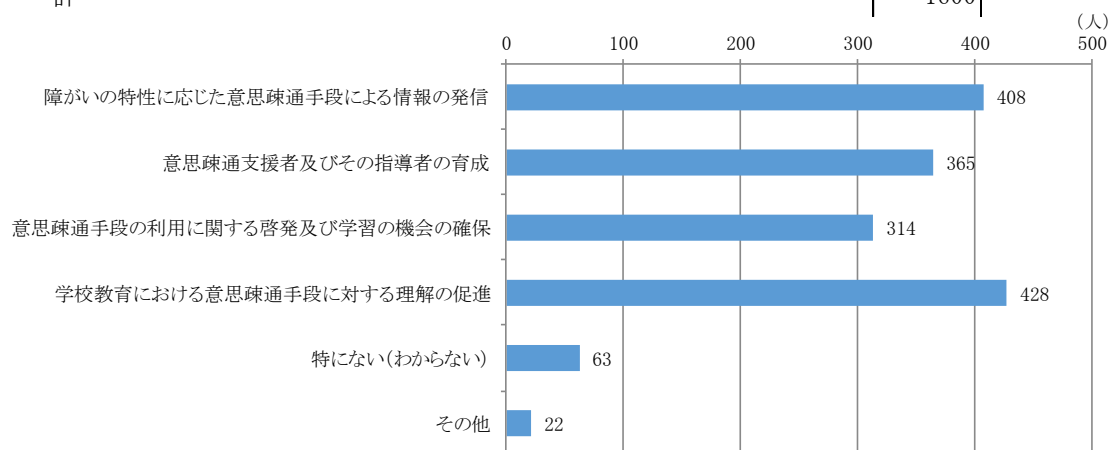


【「その他」の主な回答】

- ・車道は路側帯がないまたは非常に狭いところがあり、歩道はやたらに凸凹と段差があり自転車でも通りにくく、車いすならなおさらと思う。歩道がどこまでも車いすで通行しやすくなることを願っています
- ・ヘルプマークの理解と推進が課題
- ・子供世代に、障がいがあることはどういうことなのか想像できる大人になれるような教育カリキュラムを組むべき
- ・私が住む市には障がい者施設がありません。この点も考えるべきところではないでしょうか
- ・障がい者といってもいろんな障がいがありますが、発達障がい児の支援も充実させると良いのでは。図書館にそういった子ども楽しめる絵本の充実など
- ・公共交通(バス)ですが、車椅子の方が乗車拒否にあたりするのを目にするのでなんとかならないものかと思っています 等

問5 県では、平成30年4月に「岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例」を施行し、手話言語の普及及び点字、要約筆記など全ての障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用促進に取り組んでいます。このうち、あなたが力を入れる必要があると思うものは何ですか。次の中からあてはまるものをすべてあげてください。

(複数回答)	回答者	742 人
	回答数	割合
障がいの特性に応じた意思疎通手段による情報の発信	408	55.0%
意思疎通支援者及びその指導者の育成	365	49.2%
意思疎通手段の利用に関する啓発及び学習の機会の確保	314	42.3%
学校教育における意思疎通手段に対する理解の促進	428	57.7%
特にない(わからない)	63	8.5%
その他	22	3.0%
計	1600	-



【「その他」の主な回答】

- ・点字の知識が全くない。たまに見る点字に私たちでもわかるようにフリガナをふってほしい。少しは理解につながる気がする
- ・意思疎通支援の指導者の育成に一番力を入れる必要がある
- ・健聴者の手話教室はあるが、難聴はついていけないので断られる。教える場所を作って欲しい。中途失聴者も上達したい
- ・申し訳ありませんが、こういう条例があることを知りませんでした。手話の訓練を手軽に教えてもらえる機会を作ってもらえたら参加したい
- ・聾者の中にも、中途だったり、高齢者だと手話が出来ない方もみえるため、音声アプリを含むコミュニケーションの勉強が必要だと思う 等

岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例

平成28年3月29日岐阜県条例第38号

豊かな森を源として県内をあまねく流れる「清流」は、美しい自然や伝統的な文化を育んできただけでなく、里や街、人と人とをつなぎ、地域の絆(きずな)を深め、障害のある人もない人も共に生きる社会を徐々に育んできた。

さらに、ぎふ清流大会においては、障害のある人が積み重ねた努力の成果を発揮する姿や障害を乗り越えて懸命に頑張る姿が、県民に感動を与えるとともに、県民総参加による地域の絆づくりの取組が、障害のある人もない人も共に生きる社会づくりをさらに推し進める契機となった。

しかしながら、障害のある人の社会参加が進む中、今なお障害を理由とする差別や社会的障壁が存在することも事実である。

こうした状況を踏まえ、障害のある人に対する理解を深め、障害を理由とする差別の解消を推進することはもちろん、さらに一歩進んで、障害のある人とない人とが積極的に交流する機会を幼児期から増やし、障害のある人もない人も共に生きる社会づくりを進めていかなければならない。

このため、障害のある人への誤解や偏見を無くしていくよう、教育や普及啓発、交流の機会の創出等に、県、障害者関係団体、市町村、県民及び事業者が、それぞれの役割を果たすとともに、互いに連携して、又は一体となって取り組む必要がある。

ここに、全ての県民のために、障害を理由とする差別を解消するとともに、一人ひとりの違いを認め合い、かけがえのない個人として尊重し合い、障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくりを目指して、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、障害のある人に対する理解を深めることその他の障害を理由とする差別を解消するための取組及び障害のある人と障害のない人との交流を促進するための取組について、基本理念を定め、県の責務並びに障害者関係団体、市町村、県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定め、これらの取組に係る施策を総合的に推進することにより、障害を理由とする差別を解消し、障害のある人も障害のない人も分け隔てなく共に安心して暮らせる社会（以下「共生社会」という。）の実現を図り、もって県民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「障害のある人」とは、障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

2 この条例において「障害」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害をいう。

3 この条例において「社会的障壁」とは、障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

（基本理念）

第3条 共生社会の実現は、全ての県民が、障害の有無にかかわらず、基本的人権を有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提に、次の事項を旨として図られなければならない。

一 全ての障害のある人は、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

二 全ての障害のある人は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共に暮らすことを妨げられないこと。

三 全ての障害のある人は、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

四 障害を理由とする差別及び社会的障壁に係る問題は、障害の有無にかかわらず、全ての県民の問題として認識され、その理解が深められること。

五 県内に暮らす障害のある人の生活だけでなく、県外から訪れる障害のある人の過ごしやすさにも配慮されること。

（県の責務）

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害を理由とする差別の解消及び障害のある人と障害のない人との交流の促進による共生社会を実現するための施策（以下「共生社会実現施策」という。）を総合的かつ主体的に策定し、及び実施する責務を有する。

（障害者関係団体の役割）

第5条 障害者関係団体は、基本理念にのっとり、障害のある人の意見を聴き、必要に応じ、県及び市町村に対し必要な措置を講ずるよう要請することその他の共生社会を実現するために必要な障害のある人に対する支援を行うよう努めるものとする。

2 障害者関係団体は、基本理念にのっとり、障害のある人に対する理解を深めるための啓発を行うとともに、県、市町村又は他の障害者関係団体が実施する共生社会実現施策又は障害を理由とする差別の解消及び障害のある人と障害のない人との交流の促進による共生社会を実現するための取組について協力するよう努めるものとする。

（市町村及び障害者関係団体との連携等）

第6条 県は、市町村が独自の工夫により、共生社会実現施策を実施する場合は、市町村と連携して共生社会実現施策を推進するとともに、市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

2 県は、障害者関係団体が前条第二項の取組を実施する場合は、障害者関係団体と連携して共生社会実現施策を推進するとともに、その活動に関する普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、前二項に規定する市町村及び障害者関係団体と連携し、又は一体となって共生社会実現施策を推進するものとする。

(県民の役割)

第7条 県民は、基本理念にのっとり、障害のある人に対する理解を深めるよう努め、障害のある県民及びその関係者は、社会的障壁があると感じた場合は、周囲の人に対してそれを積極的に伝えるよう努めるものとする。

2 県民は、基本理念にのっとり、県、障害者関係団体又は市町村が実施する共生社会実現施策又は第五条第二項の取組に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、障害のある人に対する理解を深めるよう努めるものとする。

2 事業者は、障害のある人の雇用に関し、その有する能力を正当に評価し、適当な雇用の場を与えるとともに、雇用環境の整備その他適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めるものとする。

第2章 障害を理由とする差別の禁止

第9条 何人も、障害のある人に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

第3章 共生社会実現施策

(県民会議)

第10条 県は、共生社会実現施策に広く県民の意見を反映し、県民と一体となってこれを実施するため、県民会議を設置する。

(啓発等)

第11条 県は、県民の基本理念に対する関心と理解を深めるとともに、白杖(じょう)(道路交通法(昭和35年法律第105号)第14条第1項に規定する目が見えない者が携えるつえをいう。)、障害のある人に関する記号(障害のある人が利用できる建物、施設であることを表すための記号その他の障害のある人に関する事項を表示するための記号をいう。)その他の障害のある人に対する理解を深めることに資する知識の普及を図るため、必要な啓発を行うものとする。

(教育の充実)

第12条 県は、学校教育において、障害のある人に対する理解の促進が図られるよう努めるものとする。

(交流の促進)

第13条 県は、障害のある人と障害のない人との相互理解を促進するため、幼児期から互いの交流を促進するものとし、保育所、学校、地域その他のあらゆる場所において交流の機会の拡大及び充実に努めるものとする。

(顕彰)

第14条 県は、共生社会の実現のため、県民の模範となる行為をしたと認められる障害者関係団体その他の団体、県民及び事業者を顕彰するものとする。

(財政上の措置)

第15条 県は、共生社会実現施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月22日条例第39号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例

平成 30 年 3 月 22 日岐阜県条例第 39 号

手話が言語であることは、障害者の権利に関する条約において世界的に認められており、わが国においても障害者基本法において明らかにされている。

岐阜県においても、全ての県民が、障害を理由とする差別を受けず、一人ひとりの違いを認め合い、かけがえのない個人として尊重し合い、障害のある人もない人も共に生きることができる社会を目指して、平成 28 年 3 月、岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例を制定し、手話を言語として位置づけた。

同条例では、基本理念として、全ての障害のある人が手話を含む言語その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段について選択の機会の拡大が図られなければならないとされたところである。

その理念を具現化するためには、手話が言語として認められた歴史的背景を踏まえた手話に対する県民の理解と、地域社会全体における普及促進が必要である。さらに、全ての障害のある人が、それぞれの障害の特性に応じた手段により意思疎通を図ることができるよう、その手段の普及、利用環境の整備及び県民の理解促進を図るための具体的な取組を定めるため、本条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する基本理念を定め、県の責務、県民、事業者並びに障害のある人、障害者関係団体及び支援者（以下「障害のある人等」という。）の役割を明らかにするとともに、意思疎通手段に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項を定めることにより、県民の手話及び障害のある人に対する理解の促進を図り、もって障害のある人もない人も分け隔てなくともに安心して暮らせる社会及び障害のある人がその意欲と能力に応じて活躍できる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害のある人 岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例（平成 28 年岐阜県条例第 38 号）第 2 条第 1 項に規定する障害のある人をいう。
- 二 手話 ろう者（盲ろう者を含む。以下同じ。）が情報を取得し、その意思を表示し、他人との意思疎通を図り、及び思考をするための手段として、手若しくは指の動き又は表情等により視覚的に表現される独自の語彙及び文法体系を有する言語をいう。

三 手話言語の普及 手話が言語の一つであることを普及することをいう。

四 意思疎通手段 手話、要約筆記、点字、点訳、音訳、筆談、代読、代筆その他の障害のある人が他者との意思疎通を図るための手段（障害のある人の意思疎通を補助するための手段を含む。）をいう。

五 支援者 手話通訳、要約筆記、盲ろう者向け通訳又は介助、点訳又は音訳を行う者その他の障害のある人の意思疎通を支援する者をいう。

（基本理念）

第3条 手話言語の普及は、手話が独自の語彙及び文法体系を有する言語であるとともに、ろう者が日常生活及び社会生活を営むために創意工夫し、受け継いできた文化的所産であるという認識の下に行われるものとする。

2 意思疎通手段の利用の促進は、全ての県民が、障害の有無にかかわらず、相互に意思を伝え、理解し、及び尊重し合うために、それぞれの障害の特性に応じた意思疎通手段を利用することの必要性を認めることにより行われるものとする。

（県の責務）

第4条 県は、手話が独自の語彙及び文法体系を有する言語であるとの認識が県民に広く共有されるよう、県民の手話に関する理解の促進に努めるものとする。

2 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害の特性に応じた意思疎通手段を利用しやすい環境の整備を推進し、意思疎通手段を利用する上で障壁となるものの除去について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、障害のある人等の協力を得て、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、基本理念に対する県民の理解を深めるよう努めるものとする。

（市町村その他の関係機関との連携）

第5条 県は、障害の特性に応じた意思疎通手段を利用しやすい環境の整備の推進及び基本理念に対する県民の理解の促進に当たっては、市町村その他の関係機関と連携を図るよう努めるものとする。

（県民の役割）

第6条 県民は、基本理念にのっとり、意思疎通手段の理解を深めるよう努めるものとする。

2 県民は、基本理念にのっとり、県、市町村又は障害のある人等が実施する意思疎通手段の利用の促進に関する取組に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第7条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、県が実施する意思疎通手段の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、障害のある人に対しサービスを提供するとき又は障害のある人を雇用するときは、障害の特性に応じた意思疎通手段の利用に関して合理的な配慮を行うよう努めるものとする。

（障害のある人等の役割）

第8条 障害のある人等は、県の施策に協力し、主体的かつ自主的に、基本理念に対する県民の理解の促進及び意思疎通手段の普及に努めるものとする。

2 障害のある人等は、意思疎通手段を利用する上で障壁があると感じた場合は、それを周囲の人に積極的に伝えるよう努めるものとする。

第2章 基本的施策の推進

(計画等)

第9条 県は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第2項に規定する障害者のための施策に関する基本的な計画において、障害の特性に応じた意思疎通手段に関する基本的施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するとともに、基本的施策の推進にあたっては、障害のある人等と連携して推進するための体制を整備するものとする。

(情報の取得等におけるバリアフリー化等)

第10条 県は、障害のある人が県政に関する情報を円滑に取得し、県政に対する意思を表示することができるよう、障害の特性に応じた意思疎通手段による情報の発信に努めるものとする。

2 県は、市町村その他の関係機関と連携し、障害のある人が災害その他の非常の事態において、障害の特性に応じた意思疎通手段により、安全を確保するために必要な情報を速やかに取得するとともに、円滑に他者との意思疎通を図ることができるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(人材育成等)

第11条 県は、必要な支援者が確保されるよう、市町村その他の関係機関と協力し、支援者及びその指導者の育成に努めるとともに、障害のある人が支援者の派遣等による意思疎通の支援を適切に受けられることができる体制の整備に努めるものとする。

(意思疎通手段に関する啓発及び学習の機会の確保)

第12条 県は、県民が意思疎通手段の利用に対する理解を深めることができるよう、市町村その他の関係機関と協力し、意思疎通手段に関する啓発及び学習の機会の確保に努めるものとする。

(学校の設置者の取組)

第13条 県は、学校教育において、基本理念及び意思疎通手段に対する理解の促進に努めるものとする。

2 障害の特性に応じた意思疎通手段の利用を必要とする児童、生徒又は幼児（以下「児童等」という。）が通学する学校の設置者は、児童等が必要な意思疎通手段により学習することができる環境の整備に努めるとともに、当該学校の教職員の意思疎通手段に関する知識及び技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 児童等が通学する学校の設置者は、児童等の保護者からの学校における意思疎通手段の利用に関する相談への対応及び支援を行うよう努めるものとする。

(事業者への協力)

第 14 条 県は、事業者が障害のある人に対しサービスを提供するとき又は障害のある人を雇用するときにおいて、障害の特性に応じた意思疎通手段の利用に関して合理的な配慮を行うための取組に対し、必要な協力を行うよう努めるものとする。

(意思疎通手段に関する調査研究)

第 15 条 県は、障害のある人等が行う意思疎通手段の発展のための調査研究の推進及びその成果の普及に協力するものとする。

(財政上の措置)

第 16 条 県は、基本的施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

岐阜県障害者施策推進協議会条例

昭和47年3月31日岐阜県条例第8号

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第3項の規定により、岐阜県障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

- 一 関係行政機関の職員
- 二 学識経験を有する者
- 三 障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第3条 協議会に会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮つて定める。

附 則 抄

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県障害者施策推進協議会委員名簿

(令和5年8月現在)

区分	所属	職名	氏名	分野	備考
学識	岐阜大学教育学部	名誉教授	池谷 尚剛 <small>いけたに なおたけ</small>	教育	(会長)
	中部学院大学人間福祉学部	特任准教授	打保 由佳 <small>うつぼ ゆか</small>	福祉	
	岐阜県相談支援事業者連絡協議会	会長	熊崎 千晶 <small>くまざき ちあき</small>	相談支援	
	岐阜大学大学院医学系研究科 小児在宅医療教育支援センター	副センター長	山本 崇裕 <small>やまもと たかひろ</small>	医療	
	(一社)岐阜県医師会	常務理事	山本 昌督 <small>やまもと まさすけ</small>	医療	
	岐阜県議会	厚生環境委員長	若井 敦子 <small>わかい あつこ</small>	県議会(厚生環境)	
障がい者関係団体	(一財)岐阜県身体障害者福祉協会	会長	岡本 敏美 <small>おかもと としみ</small>	身体障がい	
	(一社)岐阜県視覚障害者福祉協会	副会長	溝口 広美 <small>みぞぐち ひろみ</small>	視覚障がい	
	(一社)岐阜県聴覚障害者協会	会長	水野 義弘 <small>みずの よしひろ</small>	聴覚障がい	
	(特非)岐阜県難病団体連絡協議会	理事長	長谷川 典彦 <small>はせがわ のりひこ</small>	難病関係	
	岐阜県肢体不自由児者父母の会連合会	会長	日比 奈緒美 <small>ひび なおみ</small>	身体障がい	
	岐阜県特別支援学校PTA連合会	副会長	長屋 成博 <small>ながや しげひろ</small>	障がい児教育	
	(一社)岐阜県手をつなぐ育成会	理事長	帆ノ下 久美子 <small>はげのした くみこ</small>	知的障がい	
	岐阜県知的障害者支援協会	会長	平下 博文 <small>ひらした ひろふみ</small>	知的障がい	
	岐阜県自閉症協会	会長	水野 佐知子 <small>みずの さちこ</small>	発達障がい	
(特非)岐阜県精神保健福祉会連合会	理事長	服部 信子 <small>はっとり のぶこ</small>	精神障がい		
行政	岐阜県特別支援学校長会	会長	松原 勝己 <small>まつばら かつみ</small>	教育	
	ひだ障がい者就業・生活支援センター ぶりずむ	所長	浅岡 直之 <small>あさおか なおゆき</small>	就労	
	岐阜県市長会	岐阜市福祉部長	川瀬 由紀子 <small>かわせ ゆきこ</small>	市町村行政	
岐阜県町村会	八百津町健康福祉課長	上野 義治 <small>うえの よしはる</small>	市町村行政		

(敬称略、順不同)

岐阜県障がい者総合支援懇話会設置要綱

(目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3の規定に基づき、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について会議を行うため「岐阜県障がい者総合支援懇話会」（以下「懇話会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 懇話会は、委員17人以内をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、関係機関等から、健康福祉部長が選任した者とする。

(座長)

第4条 懇話会に座長を置き、岐阜県障害福祉課長をもって充てる。

2 座長は、会務を総理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議は座長が招集する。

2 懇話会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

3 懇話会は、課題等に応じ専門部会を設置することができる。

(圏域協議会との連携)

第6条 懇話会には、各障害保健福祉圏域ごとに支部（以下「圏域支部」という。）を置く。

2 圏域支部は、各県事務所（岐阜圏域にあっては岐阜地域福祉事務所）に設置された圏域協議会等をもって充てる。

3 圏域支部の組織及び運営に関する事項は、圏域支部において別に定める。

4 圏域支部は、地域協議会と連携し、地域の協議事項等をまとめ、懇話会へ協議または報告することができる。

(事務局)

第7条 懇話会の事務局は、健康福祉部障害福祉課に置く。

2 事務局は、必要に応じて関係する本庁各課及び現地機関等を招集し、障害福祉課長の主宰により事務局会議を開催する。

(連携)

第8条 懇話会は、県内における障がい者施策の推進について、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第26条第3項の規定に基づき設置された岐阜県障害者施策推進協議会と連携し、運営するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 抄

1 この要綱は、平成25年7月24日から施行する。

2 略

岐阜県障がい者総合支援懇話会委員名簿

(令和5年4月現在)

所属・役職	氏名	分野
障がい者相談支援特別アドバイザー	大西 鈴彦	相談体制支援
東濃障がい者就労・生活支援センター サテライト t 所長	藏前 芳勝	就労・生活支援
岐阜労働局 職業安定部職業対策課 課長	新田 嘉紀	就労支援
国立病院機構長良医療センター 療育指導室主任児童指導員	竹村 真紀	重心児(者)支援
ひだ障害者総合支援センターぱりずむ 所長	浅岡 直之	相談体制支援
岐阜県知的障害者支援協会 会長	平下 博文	知的障がい支援
清流障がい者就業・生活支援センター 所長	森 敏幸	精神障がい支援
西濃圏域発達障害支援センター 地域支援マネジャー	中野 たみ子	発達障がい支援
岐阜県難病団体連絡協議会 相談員	白木 裕子	難病支援
岐阜市福祉部障がい福祉課 課長	加藤 直美	行政関係(市)
八百津町健康福祉課 課長	上野 義治	行政関係(町村)
岐阜県特別支援学校長会 会長 (大垣特別支援学校校長)	松原 勝己	教育関係
岐阜県身体障害者福祉協会 事務局次 長	小川 剛矢	当事者等
岐阜県手をつなぐ育成会 常務理事	田中 眞澄	当事者等
岐阜市あけぼの会 副会長	服部 信子	当事者等

(敬称略、順不同)

計画の策定経過

- 令和4年7～11月 □ 第4期岐阜県障がい者総合支援プランの策定に向けた障がい者のニーズ調査の実施
- 令和4年9～10月 □ 第4期岐阜県障がい者総合支援プランの策定に向けた障がい児のニーズ調査の実施
- 令和5年2月9日 □ 岐阜県障がい者総合支援懇話会
・「第4期岐阜県障がい者総合支援プラン」の策定方法等（案）について
- 令和5年2月16日 □ 岐阜県障害者施策推進協議会
・「第4期岐阜県障がい者総合支援プラン」の策定方法等（案）について
- 令和5年4～8月 □ 県内障がい者団体への意見聴取
＜意見聴取を行った団体＞ (訪問日順)

1	(一財)岐阜県身体障害者福祉協会	16	岐阜県障害福祉事業所連絡会
2	(一社)岐阜県聴覚障害者協会	17	岐阜県脊髄損傷者協会
3	(一社)岐阜県視覚障害者福祉協会	18	(社福)岐阜アソシア
4	(特非)岐阜県精神保健福祉会連合会	19	岐阜県精神科病院協会
5	岐阜県特別支援学校PTA連合会	20	(一社)日本精神科看護協会岐阜県支部
6	(特非)岐阜県難病団体連絡協議会	21	岐阜県肢体不自由児者父母の会連合会
7	(一社)岐阜県知的障害者支援協会	22	東海地区遷延性意識障害者と家族の会 「ひまわり」岐阜地区
8	(一社)岐阜県知的障害者支援協会(施設長会)	23	(特非)障害者自立センターつかいぼう
9	頸髄損傷者連絡会・岐阜	24	岐阜県精神障害者作業所交流会
10	岐阜県失語症友の会	25	岐阜盲ろう者友の会
11	岐阜県自閉症協会	26	岐阜県身体障害者福祉施設協議会
12	(特非)ぎふ難聴者協会	27	岐阜睦声会
13	岐阜県重症心身障害児(者)を守る会	28	岐阜県筋ジストロフィー協会
14	(一社)岐阜県手をつなぐ育成会	29	岐阜県精神保健福祉協会社会復帰専門委員会
15	岐阜県言語障害児をもつ親の会		

令和5年5～8月	<input type="checkbox"/> 有識者への意見聴取
令和5年6～7月	<input type="checkbox"/> 「障がい福祉に関するアンケート調査」(県政モニター)の実施 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> (1) 調査対象 県政モニター(818人) (2) 主な調査項目 ・障がいを理由とする差別や偏見について ・県が力を入れるべき共生社会実現に向けた取組みについて ・障がいのある人にとっての住みやすさについて ・県が力を入れるべき障がい福祉行政について ・意思疎通手段の利用促進のため今後力を入れるべき取組みについて </div>
令和5年8月18日	<input type="checkbox"/> 岐阜県障がい者総合支援懇話会 ・第4期岐阜県障がい者総合支援プラン(骨子案)を協議
令和5年9月6日	<input type="checkbox"/> 岐阜県障害者施策推進協議会 ・第4期岐阜県障がい者総合支援プラン(骨子案)を協議
令和5年11～12月	<input type="checkbox"/> 市町村への意見照会 ・第4期岐阜県障がい者総合支援プラン(素案)に対する意見
令和5年11月24日	<input type="checkbox"/> 岐阜県障害者総合支援懇話会 ・第4期岐阜県障がい者総合支援プラン(素案)を協議
令和5年11月28日	<input type="checkbox"/> 岐阜県障害者施策推進協議会 ・第4期岐阜県障がい者総合支援プラン(素案)を協議
令和5年12月1日	<input type="checkbox"/> 岐阜県難聴児支援に関する検討会 ・第4期岐阜県障がい者総合支援プラン(素案)を協議
令和5年12月～ 令和6年1月	<input type="checkbox"/> パブリック・コメントの実施 ・インターネットによる第4期岐阜県障がい者総合支援プラン(案)の公表
令和6年2月15日	<input type="checkbox"/> 岐阜県障がい者総合支援懇話会 ・第4期岐阜県障がい者総合支援プラン(最終案)を報告
令和6年2月21日	<input type="checkbox"/> 岐阜県障害者施策推進協議会 ・第4期岐阜県障がい者総合支援プラン(最終案)を報告